

# 臨時職員の募集



## 職種

第1種臨時職員

## 業務内容

一般事務の補助的な仕事、受付、来客・電話対応

## 採用予定数

4名程度

## 受付期間

平成30年10月採用者について、平成30年7月6日(金)まで募集します。  
(持参の場合、土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までの間)

履歴書は、7月6日(金)必着

## 面接予定日

平成30年8月中旬に面接試験を実施予定です。  
(会場の都合により、面接日の変更となる場合があります。)

## 任用期間

6か月以内の任用となります。

## 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分までです。

## 勤務条件

土曜日、日曜日、休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は原則として休みです。ただし、業務の関係で出勤する場合もあります。年次有給休暇は、勤務すべき日の8割以上勤務している場合、2か月勤務後に3日間付与されます。

## 賃金等

賃金は日額制です。このほか通勤手当(日額制)が支給されます。支給日は、翌月の10日です。

【参考(平成30年度の賃金の額)】

賃金日額	月額(21日/月として)
6,790円	142,590円

上記の額から所得税及び社会保険料等が控除されます。

## 社会保険等

それぞれの法令の定めるところにより、社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の被保険者となります。公務若しくは通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合は、正規の職員の例により補償されます。

## 勤務場所

北海道警察釧路方面本部庁舎を予定しています。

## 応募要領

応募については、専用の履歴書がありますので、電話等により専用履歴書を請求の上、必要事項を記載し提出してください。面接日時等については、平成30年7月31日(火)までに、書類選考を経て面接を受ける方にのみ連絡します。

なお、履歴書の返却はできません。

応募に係る履歴書は、当方の責任にて廃棄します。

次のいずれかに該当する人は、採用面接を受けることができません。

成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

臨時職員として、道庁、振興局、教育庁又は建設管理部などの全ての出先機関(以下「道の機関」という。)で任用されていたことがある者で、今回の任用期間を含めて通算して24か月を超える者

採用時点で、臨時職員として、道の機関で任用されていた日の最終日の翌日から起算して1か月を経過しない者



その他、不明な点がありましたら  
お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先及び書類の提出先

北海道警察釧路方面本部警務第一係

〒085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1

代表(0154)25-0110(内線2623)

電話対応可能時間 平日8:45~17:30まで